



公益社団法人

第68号

村上法人会だより

発行所 公益社団法人 村上法人会 村上市小町4番10号 村上商工会議所内



高根集落冬の夜



新会員を紹介してください

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営を展開したい。経営者としての人格を高めたい。従業員や家族を幸せにしたい。地域社会の役に立ちたい。

そんな経営者を地元の経営者同士で手を繋ぎ助け合い支え合う全国組織が法人会です。新しい仲間を紹介してください。

●法人会の理念

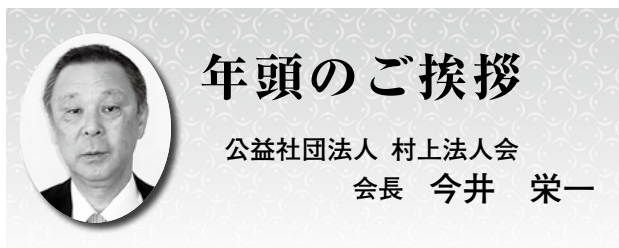
法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である



年頭のご挨拶

公益社団法人 村上法人会
会長 今井 栄一

新年にあたり、会員の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年に発生しました新型コロナウイルスにより、昨年も約2年間、法人会の各事業が制限され十分な活動が出来ず、大変な一年でありました。

法人会では、税に関する知識の普及、納税意識の高揚、税制税務に関する提言を行い、適正な執行に寄与し、地域企業が社会の健全な発展に貢献することを第一の目的に掲げ、活動を行っております。

具体的な活動としましては、税務行政の指導の下に税務研修の開催や税を巡る諸環境の整備、地域経済との社会的交流、会員企業間における親睦交流、社会福祉厚生に関する事業等があります。その中の一つの活動として、青年部会の管内小学校六年生を対象とした租税教室の開催や女性部会の絵はがきコンクールがあります。これらは、次代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには将来納税者となった時に社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的としております。租税教室は、青年部会が児童により分かりやすく知ってもらうための工夫を行っております。また、絵はがきコンクールは、女性部会の働きかけで今年も多数の応募があり、優秀な作品に賞状と記念品が贈呈されました。

昨年はコロナ禍の中で活動に制限がありましたが、上記の活動に加え、両部会合同のボランティア活動の開催等も行うことができ、素晴らしい活躍の1年でありました。その結果、村上法人会は、新潟県法人会13単位会の中で、過去3年間において唯一会員増員となりました。コロナ禍の中にあり、廃業・解散など会社組織の変更なども見られ厳しい1年でありましたが、会員皆様の深い理解と協力のお陰で会員数も今年度は現状維持することができました。会員の皆様には心より感謝致します。

昨今厳しい時代ではありますが、必ず新しい時代が来ます。新しい年に希望を持ち、地域経済を支える法人会として会員が丸となり、頑張っていきましょう。

今後共一層のご協力とご支援をお願いし、会員皆様の企業の発展とご健勝をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

村上税務署長 益子 則男

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人村上法人会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、今井会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、法人会活動を通じて税務行政全般にわたり、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「健全な納税者の団体」として幅広い事業活動を行い、税知識の普及、納税意識の高揚に努められるとともに、地域社会の健全な発展にも大きく貢献されています。

特に旧年中は、新型コロナウイルス感染症による各種制約等がありましたが、会員の皆様のニーズに即した研修会や講演会を企画し開催されました。

さらに、清掃ボランティア活動や障害者支援施設へのタオルの寄贈を行う社会貢献活動のほか、小学校の租税教室への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の募集・表彰活動を通じて、租税教育の充実にも意欲的に取り組んでおられます。

こうした皆様の事業活動は、税務行政に携わる私どもといたしましては誠に心強い限りであり、皆様のご尽力に対しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、間もなく令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止策を講じた上で、税務署内に確定申告相談会場を開設いたしますが、混雑緩和や感染リスクを軽減する上で最も有効な対策は、ご自宅等からマイナンバーカードを利用してe-Tax・スマホ申告をしていただくことであると考えております。

会員企業の従業員の皆様も含めまして、是非ともご自宅等からのe-Taxによる申告を積極的にご利用していただきますようお願い申し上げます。

また、納税につきましては、非対面で便利なダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用推進を図っておりますので、併せてご利用していただきますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人村上法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、また、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

青年部会の活動

青年部会の動き

青年部会長 東 圭一

昨年度は、コロナ禍でのスタートとなり一昨年に引き続き青年部総会は、書面による議決となりました。活動が縮小・中止と思われる状況で租税教室、海岸清掃活動、三面川鮭産漁業協同組合長の講演による秋季セミナーは開催することが出来ました。中でも地域社会貢献活動でもある租税教室、海岸清掃活動は、役員・部会員の皆様方にご協力頂き感謝申し上げます。

毎年行われている租税教室は、全国各単位会でも柱と位置付けられてる活動です。青年部会の活動でもメイン事業でも有り村上岩船郡管内全小学校14校すべて実施されました。活動内容は、小学生の子供達に税金の種類や使い道等について学んで頂く活動です。未来を担う子供達に納税の意味合いを理解して頂くことは、地域社会の発展において大きな意味合いがあります。この度は、世代交代の事も有り講師・アシスタントの育成が必要で、若い世代の方々にも参加させて頂きました。

一昨年の法人会全国青年の集いは、新型コロナウイルスの影響により中止になりましたが、ワクチン接種も進み感染者の減少により11月に佐賀大会が人数制限での開催とオンラインでの開催となりました。私は、オンラインでの参加で視聴しました。2日目の租税教育プレゼンテーションでは、全国からの各代表どれもすばらしく、GIGAスクール構想で導入されたタブレットを使用した授業、コロナによりオンラインでの授業などがありました。

どれも、自分達に無いものも有り参考になりました。

これからの課題としては、部会員の退会が進む中、青年部会員の増強・育成を早急に進めなければなりません。部会員と協議を行い入会のリストアップをする。社会貢献活動のやりがいや、達成感を体感してもらう。懇親会等のコミュニケーションがはかれる行事の開催などが必要です。部会員一致団結して取組んで行きたいと思います。

今後も青年部会員一同、益々努力し地域社会貢献を行ってまいります。

そして、コロナウイルスが終息し、安心な生活が戻ることを願います。



小学生に対する租税教室



秋季セミナー

女性部会の活動

女性部会の動き

女性部会長 岩間 美果

晩秋の新潟では貴重な晴天に恵まれた11月16日、朱鷺メッセで全国から約1,200名が一堂に会する中、「新しい形、新潟から。～新時代 令和に羽ばたく女性の力～」を大会のスローガンに、国税庁課税部長、関東信越国税局長、新潟県知事らの来賓を招いて、「第15回法人会全国女性フォーラム」新潟大会が開催されました。当村上法人会からも総勢10名で参加いたしました。



開会前の勢ぞろい



交流会前のひと時

この女性フォーラムは、参加者の健康・安全に配慮した対策を講じて、感染症の影響により2年ぶりによりやく新潟大会が開催できました。

大会の前段は佐渡に生まれ、東京藝術大学学長、文化庁長官を歴任された田宮亮平氏による記念公演の後、大会式典では女性部会の新たなテーマに、持続可能な世界を実現するため「食品ロス」の問題について、ひとりの女性として、経営者として女性部会の会員として私たちに何ができるのかを女性部会連合会会長より、会員に向けて熱いメッセージが響きました。

また、県内に13ある女性部会による租税教育活動や社会貢献活動の様子を映像で紹介するとともに「税に関する絵はがきコンクール」の令和元年度及び令和2年度の受賞作品も会場内に展示され、どの作品も税金について真剣に考える子どもたちの様子が思い浮かぶ900点の作品に感心するばかりでした。

コロナ禍に盛況のうち無事に大会を開催することができたのは、県内の女性部会会員と単位会の事務局が大会スタッフとしての役割を果たし、互いの信頼関係から一つの目標に向かうことができた結果だと感じております。何よりも会員の方々の参加を快くご理解いただきました各企業の皆様方に心より感謝申し上げます。

私自身も大会実行委員会の一員として大変貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございました。

今後とも皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

(公社)村上法人会合同役員研修会並びに 福利厚生制度推進連絡協議会開催される

去る12月9日大観荘において、総勢59名の出席により本会・支部・青年部会・女性部会合同の役員研修会並びに福利厚生制度連絡協議会が開催されました。当日は第一部として保険三社（大同生命保険㈱、A I G損害保険㈱、アフラック生命保険㈱）から、会員企業を守るためにそれぞれの保険会社が最新の商品について、説明をしていただくと共に村上法人会の会員の加入状況についても報告がされました。報告では、全国法人会総連合からの保険加入による助成金が県下最下位で他の単位会に比べ保険の会員加入数が少ないことから、加入についてご協力いただきたい旨、お願いされました。是非とも会員の皆様ご加入のご協力をお願いいたします。

第2部は、益子村上税務署長による「税は国の礎」と題し、著者である元金沢国税局長の伏見俊行氏の「それからの特攻の母」の著書を朗読されました。

朗読のあらすじは、太平洋戦争末期、鹿児島県知覧で若き特攻隊員を世話し見送った食堂の女主人・鳥濱トメさんの話で、戦後鳥濱トメさんが特攻隊員の思いを受け、平和を祈り社会のために生涯を捧げる。トメさんの社会貢献活動の中心は税であった。やがて「特攻の母」は「納税おばさん」と呼ばれるようになる。約45分間、署長は鳥濱トメさんの生涯を朗読、会員はこの間微動だにせず聞き入っていました。

第3部の交流会につきましては、昨年新型コロナウイルスの感染拡大により中止でしたが、本年は大勢の参加者により恒例のプレゼント持ち寄りによる抽選会など盛大に開催することが出来ました。



今井会長挨拶



益子署長講演

「税制改正に関する提言」要望活動

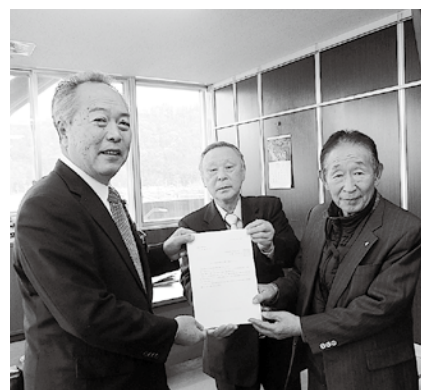
去る9月21日開催の全法連理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」が決議されました。

この提言は、全法連が各单位会の税制改正要望や税制アンケートなどをもとに税制委員会で取りまとめ決議されたものです。

村上法人会では、提言事項について去る11月24日、今井会長、三原税制・公益委員長、瀬賀専務理事が、高橋邦芳村上市長並びに三田敏秋村上市議会議長に面会して提言書を手渡し、要望活動を行いました。



市長へ要望



議長へ要望

令和4年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

新規会員企業紹介

(令和3年8月1日～12月末現在)(順不同・敬称略)

企業名	代表者名	住所	入会月日	支部
(有)ホームサービスひまわり	安 藤 成	村上市上町1-20	3.10. 1	村上
市町村職員共済組合 瀬波はまなす荘	小 林 則 幸	村上市瀬波温泉1-2-17	3.10. 1	村上
ゆりの会 企業組合	小 田 美千子	村上市九日市809	3.11.12	神林
(株)稲葉組	稲 葉 利 幸	村上市山辺里2069-2	3.12. 6	村上
とりやま保険(株)	鳥 山 道 子	村上市山居町2-12-4	3.12.27	村上
計 5 社				

会員増強運動目標決定 (共益・厚生委員会)

法人会では、去る10月4日の理事会において運動期間を11月1日から翌2月末を会員増強運動期間と決めましたが、会員獲得目標については、11月11日開催の共益厚生委員会において各支部純増1社以上全体で10社以上とし、各支部で運動を展開することとしました。また、今年度は会員獲得1社に対し5,000円の報奨を支部に交付することと決定しました。

会議終了後の懇親会はそれぞれの支部を持ち回りで開催しており、この度は朝日支部のみどりの里での開催でした。当日は朝日支部の役員にも大勢参加いただき盛大に開催され、楽しいひと時を過ごさせていただきました。



真剣に会議中の風景



盛大に開催された交流会

事務用品・OA機器・スチール製品
書籍・教材・スポーツ用品

有限会社 **小泉屋**

代表取締役 佐藤 仁司
村上出張所長 東 圭一

本 社 岩船郡関川村下関45-2
TEL (0254) 64-1018
村上出張所 村上市坂町2486-4
TEL (0254) 50-5070



板金加工・組立・高精密板金・厚物及び長尺板金部品

◇「不良0(ゼロ)!・納期など約束の厳守!・誠意ある行動!」を信念に、請けた仕事は必ずやり遂げます。



Certificate Number 14810
ISO 9001, ISO 14001

株式会社 **ワイテム**

代表取締役社長 山田 法生

〒959-3132 村上市坂町2759-1

TEL (0254) 62-5588 fax 62-1262

「環境を守ろう! 育てよう! 明日のために!」
～地球にやさしいリサイクル社会を築こう～

インボイス制度研修会 応募多数により再度開催

去る9月28日第1回目のインボイス制度研修をマナーボーテ村上で案内をしたところ、50名定員のところ20名近くオーバーし、お断りする事態となりました。急遽第2回目の研修会を10月26日に設定し、ふれあいセンターで案内したところ、またもや70名定員のところ90名近くの応募がありましたが、新型コロナウイルスの状況が収まりかけたこともあり、ふれあいセンターで受講者全員の研修が可能となり実施いたしました。インボイス制度の導入は令和5年10月1日からですが、事業者登録は始まっています。是非お早めに!!



挨拶中の蟻塚統括国税調査官



講義中の中村上席国税調査官

支部活動報告

さんぽくクリーン作戦実施報告

山北支部では例年、6月に「さんぽくクリーン作戦」として海岸清掃作業を実施しています。昨年はコロナ禍により中止させて頂きましたが、今年は参加者並びに清掃地区を2ヵ所（桑川海水浴場、寒川海水浴場）に絞り、6月1日に実施しました。

当日は、晴天に恵まれ、約200名の山北小中学校児童生徒並びに教職員と山北商工会並びに法人会山北支部関係者等、約30名の参加者により海岸清掃を実施しました。

当日、ゴミ袋と法人会総連合作成ポケットティッシュを各参加者に渡し、清掃を実施すると共に法人会の活動のPRを行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、互いの距離を取り、約1時間清掃活動に汗を流しました。同感染症の為か、例年と比較してゴミの量は少ない様子でした。

一斉ゴミ拾いをする事で、ふるさとの大切さを感じてもらおうと共に観光客に気持ち良く楽しんでもらいたいと思い、例年実施しています。

協力してくれた小・中学生の皆さんからゴミを拾い集めて頂き、観光客の方たちが喜んでくれたら良いと思います。

今後とも山北支部は、地域貢献活動を積極的に行い地域の発展と活性化に寄与していきたいと思っています。



一般貨物自動車運送事業

有限会社 昌隆運輸

SYORYU Transport Service

代表取締役

石田 昌幸

本社
〒959-3435

新潟県村上市宿田225番28
TEL 0254-66-8080 FAX 0254-66-8082

新潟営業所
〒950-3102

新潟市北区島見町2434番地41
TEL 025-255-4567 FAX 025-255-4688



安全性優良事業所
2025年末まで有効



石挽き蕎麦と和食処

悠流里

新潟県村上市塩町4番5号

☎ (0254) 53-6288

企業訪問

村上自動車株式会社



代表取締役社長 伴田 和良

【会社の概要】

- 代表者 代表取締役社長 伴田 和良
- 所在地 〒958-0034
村上市松山235
TEL 0254-52-6161 FAX 0254-52-6162
E-mail murakami-d.s@guitar.ocn.ne.jp
- 会社設立 昭和37年6月
- 資本金 5,000万円
- 従業員数 40名
- 事業内容 自動車教習所・貸切バス事業・旅行業

弊社は自動車教習所の「村上中央自動車学校」と観光事業（貸切バス事業・旅行業）の「村上観光」という2事業を運営する会社です。

昭和37年6月、新潟県内で5番目、県北地域では初となる自動車教習所を村上市に開校いたしました。高度経済成長を追い風にモータリゼーションが急速に伸展、自動車の保有台数は爆発的に増加し、自動車が人々の生活へ一気に浸透しました。昭和40年代には年間2千人を超える免許取得者があり売上高は飛躍的に向上していきました。

このように、自動車教習所で社の礎を築き上げ、将来の事業展開を予測して次の一手を講じ、貸切バス事業の開設に着手、当時は大変厳しい免許規制の時代で困難を極めましたが、昭和47年4月に新潟県内で6番目となるバス会社を開設し、それに伴い関連がある旅行業の許可も受け、本格的に観光事業にも参入する運びとなりました。

創業以来、半世紀以上にわたり地域の方々から温か

いご協力とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。おかげさまで今年度は第60期を無事に迎えることができました。

近年の自動車教習所は、少子高齢化社会に入り免許取得者は右肩下がりの状況にありますが、地域唯一の自動車学校として、地域の交通安全センターとして、交通安全を通じて地域に貢献します。また、観光事業は新型コロナウイルス感染症の影響を受け旅行需要が大幅に減少していますが、貸切バス事業者安全性評価認定3つ星（最高位）事業者として、常に安全・快適を追求し、お客様に信頼いただけるバス会社を目指します。



観光バス



外観



自動車学校窓口



教習所

朝日 みどりの里

Asahi Midori no Sato

村上市複合観光施設 朝日みどりの里指定管理者 株式会社まほろば

〒958-0261 新潟県村上市猿沢1215
TEL 0254-72-1551 (代表) FAX 0254-72-1273
<http://asahimidori.com> 朝日みどりの里 検索

総合建設業

国産・市産材、地産地消

株式会社 カエツハウス工業

〒959-3942 新潟県村上市勝木554番地1
TEL : 0254-77-2512
FAX : 0254-77-2923

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05
(R3.12改訂)

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

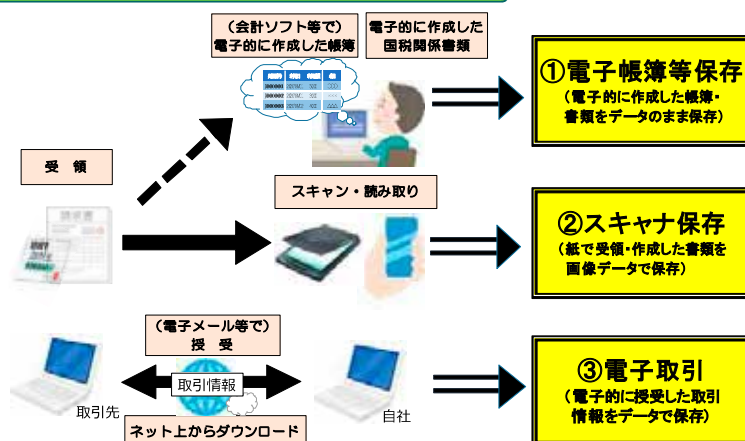
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1） 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2） 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	－
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	－
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	－
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① <u>取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること</u> » 改正後、記録項目は <u>取引年月日、取引金額、取引先</u> に限定	○	○	－
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	－
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	－
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		－	－※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関する Q&A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5％軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5％軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5％軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

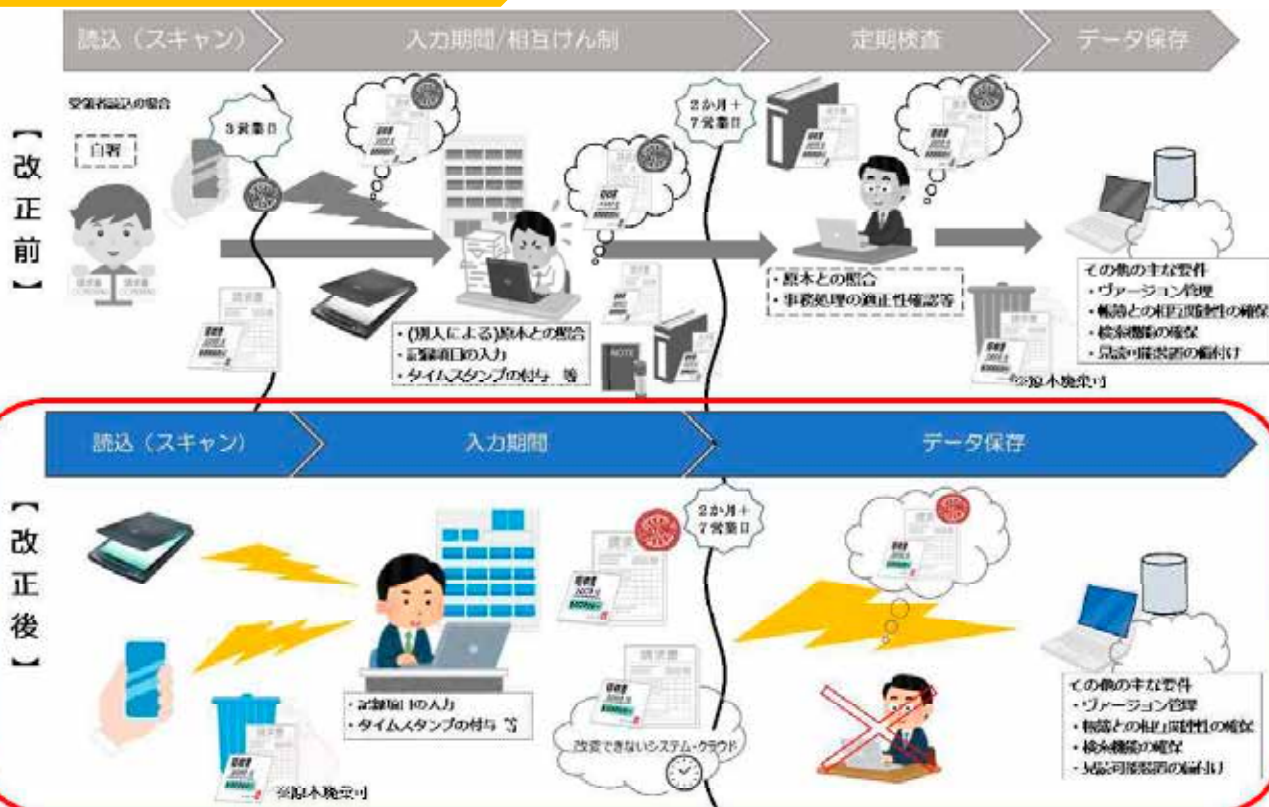
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注) 「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

- (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用(注)

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(注) 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

電子取引の保存要件	真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、 <u>速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)</u> タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
	可視性の要件	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
		検索機能※を確保すること ※ <u>帳簿の検索要件①～③に相当する要件(ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要)</u> <u>保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要</u>

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています(改正分は随時掲載していきます。)。詳しくは、国税庁 電子帳簿保存法 で 検索



国税庁
(法人番号 7000012050002)

公益社団法人 村上法人会 支部別会員名簿

今回は村上支部のみ掲載です。
(会員名簿掲載で不都合な方は事務局まで)

(令和3年12月末日現在)

村上支部

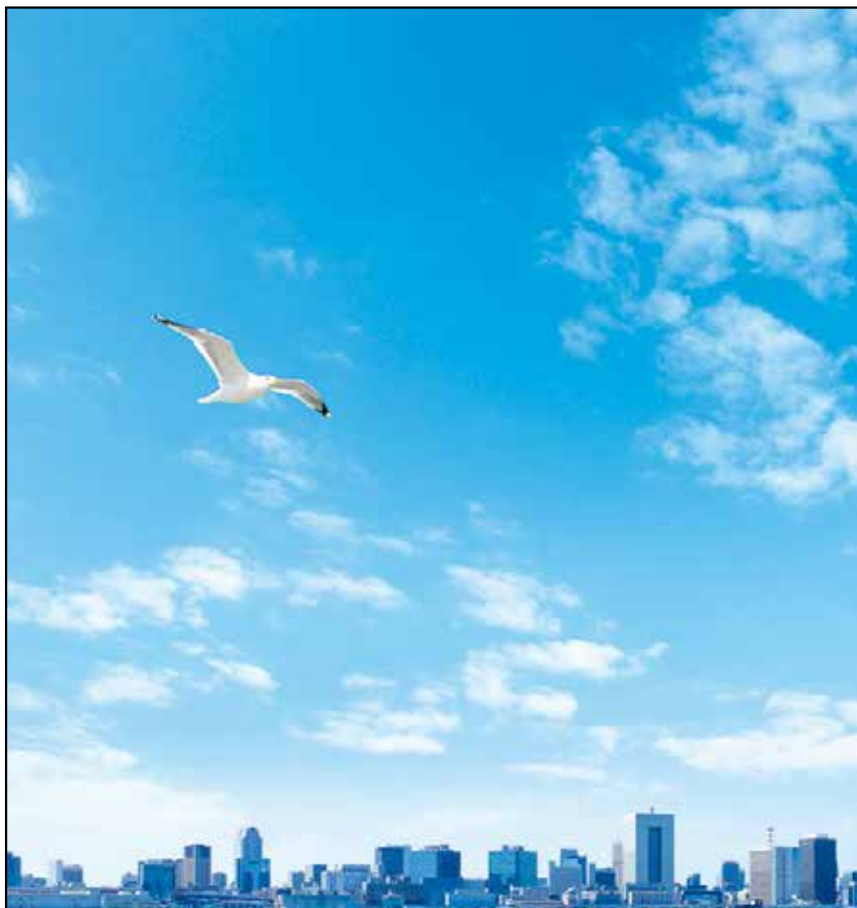
(株)アイ・サポート	(株)エスアールエス	(有)幸永商会	(有)スガイ
(株)会津屋	(有)エミ動物病院	高坂運送(株)	(有)須貝商店
(株)アイテック	(株)L・Sカンパニー	(有)高成エレック	(有)鈴木カメラ
(株)青山工業	大江戸温泉物語 ホテル&リゾート(株) 大江戸温泉物語 湯美荘	(宗)光徳寺	(株)鈴木経営コンサルティングサービス
(株)青山商店	(株)大川屋製材所	(株)ゴーナイエレック	(株)すずらん
旭電工(株)	(有)扇屋旅館	(株)九重園	(有)静雲荘
朝日物流(株)	大滝建設(株)	(株)コスギ	(有)青通
朝日舗道(株)	大滝自動車工業(株)	(有)小多喜	(医)責善会
アスカ測量(株)	(株)大竹建設	(株)小林組	(有)関根車体
東自動車整備工場(株)	(有)大野建築	(有)サウンドワクイ	セコム上信越(株)村上営業所
(株)アセック	(有)大町キムラ薬局	(有)肴町主食	瀬波温泉土産品(協)
あまい住設(株)	小田健司税理士事務所	(株)サクセスリンク	瀬波海岸温泉配湯(有)
(有)あめや	(有)お茶の常盤園	(株)サクマ	(株)瀬波タクシー
粟島浦漁業(協)	(有)小野寺電機	(株)さくら会計サポート	(有)セラウエル
粟島汽船(株)	(司)海田総合法務事務所	(有)酒道楽 工藤	(株)千経
(医)社団 安斎医院	(有)角又	(株)酒のかどや	(有)善蔵
(有)飯島写真館	(株)柏崎ドライ	(医)社団 佐藤クリニック	(宗)善澤寺
(有)イーストファーム	(有)カタノ設備	(有)佐藤不動産センター	(有)総合食品加藤商店
(有)いしぐろ	(株)加藤組	(有)佐藤宮吉商店	(株)総合食品さいとう
(有)板垣電機	(有)角銀	(宗)最明寺	相馬建設工業(株)
一光建設(株)	(有)カネダイ川崎商店	(有)サムズオート村上	(株)ソフィアオーデット
(株)稲葉組	(有)川内商店	(株)サンエコー	(株)大観荘
(有)井上漁業	(株)川上製作所	(医)山北会	(株)大光銀行 村上支店
(有)今井鮮魚仕出し店	司法書士 川村卯一事務所	(有)新羅(サーモンハウス)	(株)第四北越銀行 村上支店
(有)伊与部板金	(株)きっかわ	(有)ジェイユウ軽送	(株)第四北越銀行 村上中央支店
(公財)イヨボヤの里開発公社	(有)木村自動車整備	(有)志田善七商店	第四北越証券(株) 村上支店
(株)岩船港鮮魚センター	(有)きむらや	新発田ガス(株) 村上出張所	(株)大進建設
(有)いわふね新聞社	共栄不動産(株)	(有)渋一農機	大清荘
いわふね森林組合	(宗)経王寺	(株)渋谷工務店	大同生命保険(株) 新潟支社
岩船タクシー(株)	(株)協和管工	(有)ジャック三春屋	(有)ダイメックス
羽越パッケージ(株)	きらやか銀行(株) 村上支店	(株)シラサワ	大洋酒造(株)
(株)内山組	倉松整備(有)	(株)新宅	大洋電機(有)
(有)内山スポーツ	ゲンキグループ(株)	(株)新多久	(株)タウンホテル村上
A I G損害保険(株) 新潟支店	(株)小池建設	新保屋家具(株)	(株)高建
(株)エーダイ	(宗)耕雲寺	(株)神和商会	高橋硝子(有)

(有)高橋商会	新潟県労働金庫 村上支店	(株)本間のり屋麩店	村上信用金庫
たこ正	(株)日栄特基	増田建設(株)	村上信用金庫 駅前支店
(有)タザワ	二野建設(株)	(有)益田甚兵衛酒店	村上信用金庫 岩船支店
(株)ダスキン鈴木	(株)日本アクシース	(株)又上	村上信用金庫 東支店
(資)田村酒店	(一社)日本スケートボーディング連盟	(株)松沢商会	村上中越運送(株)
(有)田村左官工業	ニューハートピア新潟瀬波	松本左官	村上堆朱事業(協)
(有)千渡里	(有)能登新	(有)丸木屋商店	村上林業(協)
朝栄(有)	(有)ハートハンズ	(有)丸久(磐舟)	(有)村上礼送
(株)ツガイ久菅原商店	長谷川エネルギー(株)	(株)丸大大滝商店	(有)村恭
(有)津島建設	(医)社団 羽鳥医院	マルト鮮魚(株)	(株)ムラネン
(株)テルサグループ	(有)花一	三面川沿岸土地改良区	(有)明和テック
(有)トーカイ	(有)花のふじ井	三面川鮭産漁業(協)	(有)モード・サロン・ドレメ
遠山設計(株)	(株)はまなす観光タクシー	(資)三河屋	(株)本町保険サービス
(株)富樫組	パルス電子(株)	(有)美越	(株)茂原建設
富樫建設工業(株)	(有)ビー・ファースト	(株)三科塗装工業	(株)山嘉土建
(有)とがし商店	(株)廣田商事	(株)水倉組下越支店	(株)山木組
(有)富樫タイヤ商会	(株)ファミリーライフYOU	(株)ミトク	(株)山口製作所
時田陶器(株)	(株)フェールムラカミ	(株)皆徳 村上営業所	(株)ヤマコン 新潟営業所
(株)都市環境緑化	(株)フォト・スタンプ新潟	宮尾酒造(株)	山新林業(株)
(株)トップミュージック 村上営業所	藤井漆工(株)	(株)宮作	(有)やまだ屋商店
(株)富中産業	(株)双葉	村上印刷(株)	(有)大和屋旅館
(有)トム	(宗) 寶光寺	(株)村上魚市場	(株)ヤマノイ
とりやま保険(株)	(有)ぼーとや	村上管工事業(協)	(株)ユニアス 新潟工場
(有)ナイスエルシー	(有)ホームサービスひまわり	(有)村上警備保障	ユニウッド(株)
(株)永徳	北越運送(株)	(株)村上建設会館	(有)横山工業
長弘硝子(株)	(有)北新建設	村上建設資材(株)	(有)義建
(株)中村タイル工業	(有)北精園	(有)村上こがね	(有)吉田屋
(有)中安薬局	(有)北部衛生社	村上自動車(株)	ラケットショップ おわりや
(株)中山商会	(有)本田電機工業所	村上自動車整備(株)	理光電機(株)
にいがた岩船農業協同組合	(資) ほんぼ	(協)村上商業開発	(株)鷺尾組
(有)新潟基礎	(医)社団 本間医院	村上商工会議所	(株)鷺尾土木
新潟漁業(協)岩船港支所	(株)本間組 村上営業所	(有)村上シルバーかんきち堂	(株)渡辺鮮魚(海鮮処番屋)
新潟県市町村職員共済組合 瀬波はまなす荘	(有)本間建業	(株)村上新聞社	渡辺 稔
(株)新潟ジャムコ	(有)本間内装工業	村上新聞販売(株)	(株)わら竹

村上法人会からインターネットセミナーのご案内

村上法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

会員ID : hj1023 パスワード : 1871 100タイトル以上が無料で受講できます。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員みなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員みなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社/
新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル4F)
TEL 025-228-6226

AIG AIG損害保険株式会社

新潟支店/
新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル6F)
TEL 025-223-6231

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

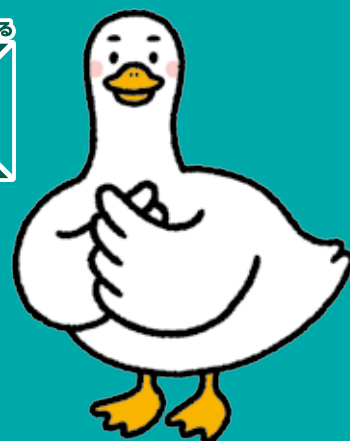
今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長**1** 要介護**1**以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します

特長**2** 要介護**3**以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します

特長**3** 要介護**1**以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です



◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

新潟支社 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

P21043 AFツール-2021-0112-2112001 7月16日